

## 令和5年度（2023年度） 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象

#### (1) 対象部局

総務部

#### (2) 対象事務

令和5年（2023年）4月1日から令和5年7月31日までに  
執行された財務に関する事務およびその他の事務

### 2 監査の期間

令和5年9月1日から令和5年12月25日まで

### 3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

#### (1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

#### (2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 現金取扱事務

本庁舎1階に来庁者向けとして設置しているコイン式複写機使用料の収入金について、複写機の使用実績であるカウンター数から算出される金額と複写機から回収され払い込まれた収入金額が大きく乖離していた。

このことは、当該複写機のカウンター数から算出される金額と回収された金額との確認を行わず収入金を払い込むという不適切な事務処理が根本的な原因であるが、総務部では、具体的には、当該複写機から使用料を回収する際に硬貨のみを回収し紙幣を回収していなかったことや、函館市庁舎案内および管理業務委託（以下「庁舎案内等業務委託」という。）の受託者が複写機の紙詰まり等の不具合に対応した分および市政情報発信コーナーに設置している各部局の広報物の補充のため複写機の課金機能を無効に切り替え増刷対応した分に使用したためとしている。

しかしながら、受託者が対応していた当該複写機に係る業務について、具体的な業務内容や課金機能を無効とする判断基準などを庁舎案内等業務委託の仕様書に明記しないまま実施させていた。また、総務部では、実際に受託者が増刷補充した枚数を把握しておらず、また、当該複写機を課金せずに使用させることができる定めがないにもかかわらず、受託者に対し課金せずに使用させていたほか、庁舎案内等業務委託に関連のない、複写機内の収入金保管場所の鍵も受託者に預けていたなど、不適正な事務を執って

いた。

公金の取扱いは常に厳正に行うべきものであることから、収入金の正確性の確保やリスク管理の観点から、収納事務の見直しや庁舎案内等業務委託の内容の整理を含め、適正な事務の執行となるよう改善されたい。